

○総務省告示第二百四十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

お 出 発

お 出 発

[第1・第2 略]
 第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局の検査実施要領
 [1・2 略]
 3 無線設備等
 [一・一の二 略]
 二 電気的特性

[第1・第2 同左]
 第3 [同左]
 [1・2 同左]
 3 [同左]
 [一・一の二 同左]
 二 [同左]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～5 略]		
6 隣接チャネル漏えい電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、 <u>第49条の6の12</u> 、 <u>第49条の6の13</u> 、 <u>第49条の28</u> 、 <u>第49条の29</u> 又は <u>第49条の29の2</u> に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のもの）にあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を測定する。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定することができる。	[略]
[7 略]	[2 略]	

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～5 同左]		
6 隣接チャネル漏えい電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、 <u>第49条の28</u> 又は <u>第49条の29</u> に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のもの）にあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を測定する。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定することができる。	[同左]
[7 同左]	[2 同左]	

[注1～注3 略]
 [三 略]

[注1～注3 同左]
 [三 同左]

備考 表中の「」の記号は括弧いふ。